

別紙1 (1/2)

別紙1 (2/2)

出生届

令和元年5月7日届出

東京都千代田区長殿

		受理 合和 年 月 日 第 号	発送 合和 年 月 日 第 号	記入の注意						
		送付 合和 年 月 日 第 号	長印							
		書類調査 戸籍記載 記者調査 調査部 附 票 住民票 通知								
(1) 生まれたとき	(よみかた) 子の氏名 <small>外国人のときは ローマ字を付記してください</small>	みんじ ゆうき 民事 優樹	父母との 続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 <input type="checkbox"/> 嫡出でない子	(長) <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	子の本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通提出してください(市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りますこともあります)。2通の場合でも、出生証明書は、原本1通と写し1通でさしつかえありません。				
	生まれたとき	令和元年5月4日	午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/>	10時30分	子の名は、常用漢字、人名用漢字、かなかな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かなかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。					
(3) 子住所	生まれたところ	東京都港区虎ノ門一丁目1番地番			上みかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。					
	住民登録をするところ	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号			□には、あてはまるものに○のようにしてお書きください。					
(6) 生まれたとき	父母の氏名 生年月日 <small>(子が生まれたときの年齢)</small>	父 民事 太郎	母 民事 花子	筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。						
	昭和56年5月27日(満37歳)	昭和56年7月3日(満37歳)								
(6) 生まれたとき	本籍 <small>外国人のときは 国籍だけを記入して下さい</small>	東京都千代田区丸の内一丁目2番地番			この母の出産した子の数は、 +出産母は家人などから聞いて下さい。					
	筆頭者の氏名	民事 太郎			この出生証明書の作成者の住所は、この出生の立会者が選んだ医師・助産師とともに立ち会った場合には医師が書くように1, 2, 3の順序に従って下さい。					
(7) 同居を始めたとき	同居を始めたとき	平成28年4月(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			上記のとおり証明する。					
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事とおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業、商工業、サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあってはならない用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはならない他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			令和元年5月4日					
(9) 父母の職業	父の職業	母の職業			(住所) 東京都千代田区丸の内一丁目2番地番					
	(国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)				1 医師 2 助産師 3 その他					
その他	子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。									
届出人	届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。									
事件簿番号	※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。 出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。 詳しくは法務省のホームページをご覧ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 無戸籍 法務省									

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかえて14日以内に提出してください。

出生証明書

記入の注意

表の12時は
午前0時、
←延め出時は
午後6時と
書いてください。

子の氏名	民事 優樹	男女の別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
生まれたとき	令和元年5月4日 午前 10時30分 午後		
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	<input checked="" type="radio"/> 病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	
(出生したところの種別～3)	施設の名称	○○○病院	
体重及び身長	3,400 グラム	身長	48.1 センチメートル
単胎・多胎の別	<input checked="" type="radio"/> 単胎 2多胎 (子中第1子)		
母の氏名	民事 花子	妊娠週数	満39週5日
この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児(妊娠満22週以後)	1人	胎
1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和元年5月4日 (住所) 東京都千代田区丸の内一丁目2番地番		
(氏名) 法務 康			

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、おかならぬほどの者から書いてください。

この母の出産した子の数は、
+出産母は家人などから聞いて下さい。

この出生証明書の作成者の住所は、この出生の立会者が選んだ医師・助産師とともに立ち会った場合には医師が書くように1, 2, 3の順序に従って下さい。